

昭和五十四年政令第二百三十一号

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行令

内閣は、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第二条第一項、第四条第五項及び第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定ガス消費機器）

第一条 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定ガス消費機器は、次のとおりとする。

一 ガスバーナー付ふろがま及びその他のふろ

がまでガスバーナーを使用することができる構造のもの並びにこれらの排気筒及び当該排

気筒に接続される排気扇（暖房兼用のものを含み、ガス瞬間湯沸器にあつてはガスの消費量が十二キロワットを超えるもの、その他のものにあつてはガスの消費量が七キロワットを超えるものに限る。）並びにその排気筒及び当該排気筒に接続される排気扇

（手数料）

第二条 法第四条第五項に規定する者が同項の規定により納付しなければならない手数料の金額は、次の表のとおりとする。

（金額）

一 法第四条第一項第一号の講習を受けようとする者	三千百円
二 法第四条第一項第三号の認定を受けようとする者	一万二千円
三 法第四条第二項の講習を受けようとする者	二千二百五
四 資格証の再交付を受けようとする者	二十円
五 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する者	三十円

（都道府県が処理する事務）

第三条 法第七条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十年法律第二百四十九号）第二条第五項に規定する、「二百五十円」とあるのは、「二千八百五十円」と、「二千五百円」とあるのは、「二千五百円」とする。

（都道府県が処理する事務）

第三条 法第七条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十年法律第二百四十九号）第二条第五項に規定する事務である。

る消費設備（次条において「消費設備」といいう。）に該当する特定ガス消費機器についての

特定工事の施工に関するものは、当該特定ガス消費機器の設置の場所を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

前項の規定により同項に規定する事務を行つた都道府県知事は、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

（権限の委任）

第四条 法第四条第一項第三号の規定に基づく経済産業大臣の権限は、同号の認定を受けようとする者の住所地を管轄する産業保安監督部長が行うものとする。

法第四条第一項第三号の認定に係る資格証の交付及び再交付に関する経済産業大臣の権限は、当該認定をした産業保安監督部長が行うものとする。

法第七条の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第一百五十九条第一項に規定する消費機器に該当する特定ガス消費機器についての特定工事の施工に関するものにあつては当該特定ガス消費機器の設置の場所又は特定工事事業者の事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長が、消費設備に該当する特定ガス消費機器についての特定工事の施工に関するものにあつては当該特定工事事業者の事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（施行期日）

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年三月二四日政令第七七号）抄

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成八年四月三日政令第一〇〇号）抄

この政令は、平成八年四月十日から施行する。

（経過措置）

この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分（鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号。以下「旧経済産業省設置法」という。）第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限り。以下「処分等」という。）は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長がした処分等とみなし、この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長に対してした申請（届出その他の行為（旧経済産業省設置法第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限り。以下「申請等」という。）は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長に対してもした申請等とみなす。

（施行期日）

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二四日政令第六七号）抄

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一二月三日政令第三八五号）抄

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

（施行期日）

この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一三日政令第九七号）抄

この政令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

附 則（昭和六二年三月二〇日政令第四九号）抄

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二二日政令第五九号）抄

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成三年三月二五日政令第四九号）抄

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成六年三月二二日政令第三九六号）抄

この政令は、平成七年一月一日から施行する。

附 則（平成八年四月三日政令第一〇〇号）抄

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二四日政令第六七号）抄

この政令は、平成九年三月二四日から施行する。

（施行期日）

この政令は、平成九年三月二四日から施行する。

附 則（平成一一年一二月三日政令第三八三号）抄

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月二三日政令第四〇号）抄

この政令は、平成二十九年三月二三日から施行する。

（施行期日）

この政令は、平成二十九年三月二三日から施行する。

附 則（令和元年一二月一三日政令第一八三号）抄

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（施行期日）

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（施行期日）

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月七月日政令第三一一号）抄

（施行期日）

この政令は、平成十二年六月三十日から施行する。

附 則（昭和六二年三月二〇日政令第四九号）抄

（施行期日）

この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則（平成一六年一〇月二七日政令第三二八号）抄

（施行期日）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年一〇月二七日政令第三二八号）抄

（施行期日）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月二四日政令第五七号）抄

（施行期日）

この政令は、平成十八年三月三十一日から施行する。

附 則（昭和五六六年七月二一一日政令第二五五号）抄

（施行期日）

この政令は、昭和五十七年七月二二日から施行する。

行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政
手続等における情報通信の技術の利用に関する
法律等の一部を改正する法律（次条において
「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二
月十六日）から施行する。